アースアイズ株式会社定 款

平成27年 7月 1日 作 成平成28年11月15日 改 訂平成29年 6月 8日 改 訂平成29年 7月21日 改 訂平成31年 1月17日 改 訂

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、アースアイズ株式会社と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. ソフトウェアの開発及び販売
- 2. コンピュータの電子情報の管理及び保管
- 3. コンピュータの電子情報の解析、分析及び加工
- 4. ネットワークデータセンターの運営
- 5. コンピュータソフトウェアに関する著作権の保安及び管理
- 6. 経営コンサルティング業務
- 7. 損害保険の代理店業務
- 8. 防犯カメラ、防犯機器及び精密機械の製造、販売並びに防犯に関するコンサルティング業務
- 9. 労働者派遣事業
- 10. 有料職業紹介事業
- 11. 警備業法における警備業務
- 12. フランチャイズチェーン店への経営及び技術指導
- 13. 電気通信事業
- 14. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、取締役会及び監査役を置く。ただし、監査役の権限は会計に関するものに限定する。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官法に掲載してする。

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数の上限は10万株とし、そのうち普通株式、第1種優先株式の上限はそれぞれ10万株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(特定の株主との合意による自己株式の取得)

- 第9条 当会社は株主総会の決議によって特定の株主との合意によりその有 する株式の全部又は一部を取得することができる。
 - ② 前項の場合、当会社は、他の株主に対して特定の株主との合意による取得する旨の通知をすることを要せず、また、他の株主が自己を特定の株主に追加したものを株主総会の議案とすることを求めることはできないものとする。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第10条 当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に募集株式(当該株主の有する種類の株式と同一の種類のもの)又は募集新株予約権(その目的である株式の種類が当該株主の有する種類の株式と同一の種類のもの)の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって行う。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第11条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿の記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名を押印

し、共同してしなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

- 第12条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。
 - ② 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前項に準ずる。

(基準日)

- 第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された 議決権を有する株主(以下「基準日株主」という。)をもって、その 事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができ る株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合に は、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交 換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該 定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めるこ とができる。
 - ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

- 第14条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。
 - ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(第1種優先株式)

- 第14条の2 当会社の発行する第1種優先株式の内容は次のとおりとする。 (本優先配当金)
- 1. 当会社は、第39条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式

を有する株主(以下「本優先株主」という。)または第1種優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」という。)に対して、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する配当財産の額に、株主総会(中間配当の場合は取締役会)の決議で定める一定率を乗じた額(小数部分が生じる場合、当該小数部分については、株主総会(中間配当の場合は取締役会)が定める額とする。)の剰余金の配当(配当財産の種類を問わない。以下「第1種優先配当」という。)を行う。ただし、第1種優先配当の計算の結果、算出された額が次項に定める第1種無配時優先配当の額と同額とする。

(無配時優先配当)

2. 当会社は、第39条に定める剰余金の配当を行わないとき、事業年度最終日時点の株主名簿に記載された第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、引受価格の8%に相当する配当(以下「第1種無配時優先配当」という)を行う。この配当財産は金銭に限るものとする。

(累積条項)

3. 第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、当会社は、その不足額を累積し、第1項又は第2項に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当(以下「第1種累積未払配当」という。)を行う。

(非参加条項)

4. 当会社は、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(残余財産の分配)

5. 当会社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登

録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、 前条第3項に規定する不足額に相当する金銭を支払う。本優先株主また は本優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行 わない。

(議決権)

- 6. 本優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。 (種類株主総会)
- 7. 当会社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、本優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。ただし、同項第 1 号に規定する定款の変更(単元株式数についてのものを除く。)を行う場合は、この限りでない。

(株式の併合または分割等)

8. 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。当会社は、本優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

(取得請求権)

9.

(1) 取得請求権

本優先株主は、本項第(2)号に定める取得請求期間中、当会社が第1種優先 株式を取得するのと引換えに、金銭又は普通株式を交付することを請求す ることができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、第1種優先 株式の取得と引換えに、本項第(3)号に定める財産を交付する。ただし、本 項第(3) 号に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数(以下に 定義する。)を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が 生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなさ れなかったものとみなす。「行使可能株式数」とは、(i)取得請求をした日 (以下「取得請求日」という。) における当会社の発行可能株式総数から、 取得請求日における当会社の発行済株式総数および取得請求日における新 株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを 除く。)の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる 株式の数を控除した数と、(ii)取得請求日における当会社の普通株式に係る 発行可能種類株式総数から、取得請求日における当会社の普通株式に係る 発行済株式総数、取得請求権付株式(当該取得請求権の取得請求期間の初 日が到来していないものを除く。)の株主が取得請求権の行使により取得す ることとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生によ

り取得することとなる普通株式の数および新株予約権(当該新株予約権の 権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が新株 予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、い ずれか小さい方をいう。

(2) 取得を請求することができる期間

本優先株主が当会社に対して当該本優先株主の有する第1種優先株式を取得することを請求することができる期間(以下「取得請求期間」という。)は、平成30年3月20日から平成40年3月20日までの期間とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

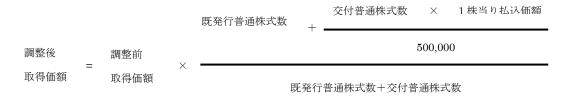
当会社は、第1種優先株式の取得と引換えに、金銭の場合には、1株当たり払込金額に相当する金額、普通株式の場合には、本優先株主が取得の請求をした第1種優先株式数に第1種優先株式1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を本項第(4)号ないし第(6)号に定める方法により算出される取得価額で除した数の普通株式を交付する。但し、当会社が金銭を交付することができない場合には、上記の算出された普通株式の数に1.1を乗じた数の普通株式を交付する。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1 株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

当初の取得価額は、50万円とする。

(5) 取得価額の調整

イ. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める適用時期に、取得価額を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(調整後の取得価額を以下「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。



(i)50万円を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 (無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。)その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、または当会社の普通株式の

交付と引換えに当会社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。
- (iii) 50万円を下回る価額(下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv) および(v)ならびに下記ハ.(iv)において同じ。)をもって当会社の普通株式 の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場 合を含む。)調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株 予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または 株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無 償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等 の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものと みなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の 場合は割当日) (無償割当ての場合はその効力発生日) の翌日以降、または その基準日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、上記の普通 株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後 日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権 付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使 用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存 する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または 行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用し て算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 当会社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除
- く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合調整後取得価額は、修正日に、残存する当

該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合調整係数は1 とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本 (iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日まで の間に、本項第(5)号による取得価額の修正が行われている場合調整係数は 1 とする。ただし、上限取得価額および下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の上限取得価額および下限取得価額を当該調整後の上限取得価額および下限取得価額で 除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本 (iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日まで の間に、本項第(5)号による取得価額の修正が行われていない場合調整係数 は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整 後の取得価額で除した割合とする。
- (v)取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額の調整を必要とする場合は、当会社取

締役会が適当と判断する取得価額に変更される。

- ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日の直近提出された当会社の有価証券報告書または四半期報告書に含まれる財務諸表の注記における(1 株当たり情報)に記載のある直近の1 株当たり純資産額とする。
- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を 適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- (iv) 取得価額調整式に使用する「1 株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額(ただし、(iv)の場合には修正価額)とする。
- 二. 上記イ.(iii)ないし(v)ならびに上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、

かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における 一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i) ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株 主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された上記イ.第2 文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を調整する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第3位までを算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を使用する。

(6) 合理的な措置

本項第(4)号ないし第(6)号に定める取得価額は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(法令変更等)

10. 法令の変更等に伴い上記の各規定について読み替えその他の措置が必要 となる場合には、当会社取締役会は、合理的に必要な措置をとるものと する。

第3章 株主総会

(招集)

- 第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
 - ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
 - ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主 全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができ る。

(株主総会の開催地)

第17条 株主総会は、本店の所在地又はその隣接地において開催する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、 その他の地において開催することができる。

(議長)

第18条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故 又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役 がこれに代わる。

(決議の方法)

- 第19条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
 - ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議省略)

第20条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案 があった場合において、その事項につき議決権を行使することがで きるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、そ の提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 株主又はそのほう代理人は、当会社の議決権を有する株主を代理人 として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、 株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を 作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役の員数)

第23条 当会社の取締役会は、3名以上7名以内とする。

(資格)

第24条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし必要あるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任及び解任の方法)

- 第25条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において議決権を行使 することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出 席した当該株主の議決権の過半数をまって行う。
 - ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第26条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び取締役社長)

- 第27条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役を選定する。
 - ② 取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長1名を選定する。
 - ③ 取締役社長は、当会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第28条 前条のほか、取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、 取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができ る。

(業務執行)

- 第29条 取締役社長は会社の業務を統轄し、取締役会長、専務取締役及び常 務取締役は取締役社長を補佐し、定められた事務を分掌処理して日 常業務の執行に当たる。
 - ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役社長の業務を代行する。

(取締役会の招集通知)

- 第30条 取締役会は、取締役社長が招集し、会日の3日前までに各取締役に 対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮す ることができる。
 - ② 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を 開催することができる。

(取締役会の決議)

第31条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第32条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第33条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を 作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(監査役の員数)

第34条 当会社の監査役は、1名以上2名以内とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

- 第35条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
 - ② 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる 株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第37条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社 から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(剰余金の配当)

第39条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載 又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第40条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第41条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成28年3月31 日までとする。

(設立時の代表取締役)

第42条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。 東京都中野区鷺宮三丁目30番1号 設立時代表取締役 山 内 三 郎

以上は、平成27年7月1日に神奈川県横須賀市湘南国際村一丁目9番15号まるフーズ株式会社のソフトウェア開発及び防犯機器に関して有する権利義務を分割して本会社を設立するあたり作成された、当会社の設立時定款に相違ありません。

平成28年11月15日 第2条目的 第38条事業年度 改 訂 平成29年 6月 8日 第38条事業年度 改 訂 平成29年 7月21日 第2章株式 改 訂 平成31年 1月17日 第3条本店の所在地 改 訂

> 平成31年1月17日 東京都港区浜松町一丁目2番1号 No. R 浜松町ビル5階 アースアイズ株式会社 代表取締役 山内三郎